

令和6年度（介護予防）特定施設入居者生活介護の 指定申請に係る事前相談の取扱いについて

都内における（介護予防）特定施設入居者生活介護の介護専用型・混合型の特定施設必要利用定員総数については、「東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」（以下「都計画」という。）に基づき設定されておりますが、令和6年度の（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定に係る事前相談は下記のとおり取扱います。

記

1 対象施設

（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定申請を計画している次のもの

- ア 有料老人ホーム
- イ サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するもの）

2 事前相談について

（1）区市町村への事前相談計画書の提出

事業者は、都へ事前相談計画書（以下「計画書」という。）を提出する前に、あらかじめ、施設整備予定地所在の区市町村に計画書を提出してください。提出時期については、各区市町村にあらかじめご相談ください。その際は計画書を提出するほか、当該区市町村が要綱等により独自に協議方法を定めている場合はそれに従ってください。

（2）都における事前相談

都は、事業者から提出された計画書を「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」（以下「要領」という。）の3により審査した後に收受します。

（3）都における事前相談取りまとめ期間

- ア 都における事前相談は令和6年4月17日（水曜日）午前9時からとなります。
- イ 令和6年4月は、上記アの日時から月末までに收受した計画書を取りまとめます。
- ウ 令和6年5月以降は、各月の月初から月末までとします。
- エ その他事務取扱方法は、要領に定めるところによります。

（4）令和6年4月分の事前相談受付について

令和6年4月分に限り、LoGo フォームを利用したインターネットによる事前相談の申し込みを受け付けます。受付の詳細は別紙を参照してください。

令和6年5月以降は、種別ごとに下記のお問い合わせ先に、電話でお問い合わせください。

3 総量管理方法

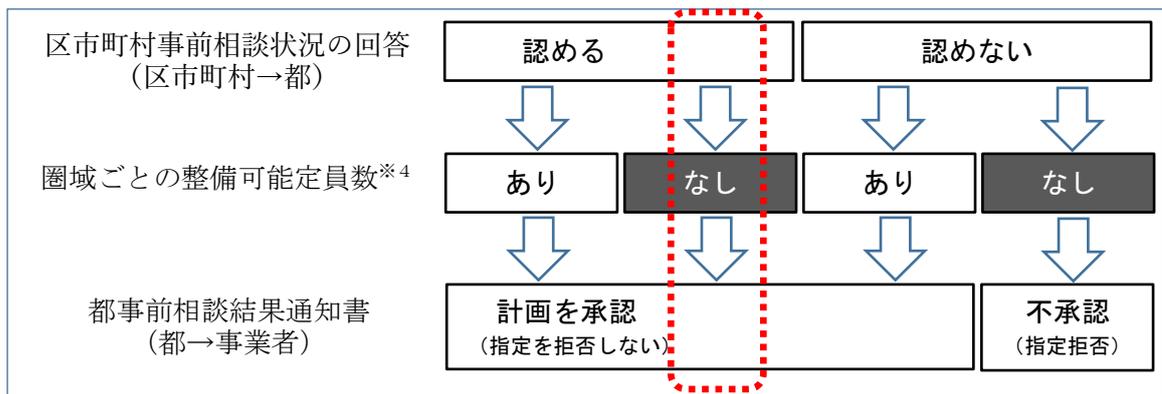
- （1）上記2（3）及び（4）により取りまとめた計画書について、介護専用型・混合型それぞれで、東京都高齢者保健福祉計画で定める老人福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに、都は整備可能定員数の範囲内で計画書を收受します。
- （2）圏域及び型式ごとの必要利用定員総数にすでに達しているか、又は超えることになると認めるときは、区市町村の都への回答により、都の計画書の收受の可否が決まります*¹。
- （3）圏域*²ごとの整備可能定員数は、東京都福祉局ホームページに最新の状況を掲載します。令和6年4月1日現在の整備可能定員数は、令和6年4月4日午後0時に掲載予定です。5

月以降は、毎月10日前後に更新予定です。

4 事前相談対象外施設について

養護老人ホーム^{※3}及び軽費老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、都は必要利用定員総数に基づく指定の拒否はしないこととします。

- ※1 都計画における整備可能定員数がない圏域では、区市町村が区市町村介護保険事業計画等に照らして、計画を認めるか否かで最終的に指定の可否が決まります（下図  参照）。



- ※2 平成27年4月より八王子市が中核市に移行し、特定施設に関する事務は八王子市に委譲されていますが、特定施設入居者生活介護の総量管理は都で行います。
- ※3 養護老人ホームについて、以前は外部サービス利用型のみ指定を受けられましたが、平成27年4月より、一般型（包括型）の指定を受けることができるとされています。
- ※4 必要利用定員総数と利用定員総数との差で、整備可能な定員数を指します。なお、当該年度中の開設数ではありません。
- ※5 事業者の指定は、介護保険法第70条第4項、第5項、第6項の規定によります。

お問合せ先

（有料老人ホーム事前相談の受付について）

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課

有料老人ホーム担当 電話（03）5320-4296、4537（直通）

（サービス付き高齢者向け住宅）

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課

高齢者住宅担当 電話（03）5320-4273（直通）

令和6年4月分の事前相談受付について

令和6年4月分の事前相談受付は、以下のとおり取り扱います。

1 受付方法

事前相談の日時は、LoGo フォームを利用してインターネットにより申込みを受け付け、電子申請サービスの抽選機能を利用し決定します。

来庁、電話、郵送等、LoGo フォーム以外での申込は受け付けられません。

2 受付フォームのURL

<https://logoform.jp/form/tmgform/391412>

こちらの二次元コードからも申込できます。



3 受付フォームへ事業者が入力する内容

事業者名、部署、担当者名、電話番号、メールアドレス、開設希望の区市町村、開設希望の種類、開設希望の型式、希望定員数

4 申込受付期間

令和6年4月5日（金）午後0時から4月9日（火）午後5時45分まで

5 抽選

- (1) 抽選 令和6年4月10日（水）午前9時30分
- (2) 抽選確定 令和6年4月10日（水）午後1時
- (3) 抽選場所 東京都 福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課

6 抽選結果の公表

抽選の結果については、事業者名、圏域、抽選結果順位を令和6年4月16日（火）午後0時（予定）から東京都福祉局のホームページで公表します。

7 事前相談開始日時

令和6年4月17日（水）午前9時（具体的な時間は、事業者ごとに異なります。）

（来庁による事前相談計画書の提出に替え、郵送または事前相談計画書受付用フォームによる提出とします。）

8 その他

- (1) 申し込みに係る設備、通信費用等の一切は申込事業者の負担とします。
- (2) 申込時に発生した通信障害等により生じた損害は、都はその責めを負いません。
- (3) 抽選及び抽選確定に係る事務処理の見学及びそれに類する行為はできません。
- (4) 一事業者につき、一計画当たりの申込件数は1件とし、同一の計画について複数の申し込みが確認された場合は、当該事業者が当該同一計画で申し込んだ全てを無効とし、その旨を公表します。

- (5) LoGo フォームで申し込みを行うと、申込時のメールアドレス宛てに受付番号の記載された受付完了メールが送付されます。また、送信完了画面にも受付番号が表示されます。受付完了メールには申込内容が記載されており、また、メールに記載のリンクから申込内容確認が可能です。但し、申込者による取消・変更はできません。
- (6) 抽選の結果は、福祉局ホームページに掲載します。電話等による個々の問い合わせには応じられません。
- (7) 抽選の結果は、令和6年4月の都への事前相談計画書の提出順を決めるものであり、指定を確約するものではありません。

9 インターネットによる申し込みに関するQ&A

Q 1 電話など、インターネット以外による申し込みはできますか。

A 1 令和6年4月の事前相談の申し込みについては、インターネットでの受付に限らせていただきます。

Q 2 なぜ、インターネットによる受付としたのですか。

A 2 これまでは日時を決めて電話により受け付けておりましたが、事務処理の効率化を図るため、令和4年度からインターネットによる受付といたしました。

Q 3 なぜ、抽選にしたのですか。

A 3 限られた整備可能定員数を公平に配分するため、令和4年度から抽選といたしました。

Q 4 抽選は公平性が保たれますか。

A 4 電子システムによるランダム抽出により抽選を行うため、公平性は担保されます。

Q 5 抽選するところを見学できますか。

A 5 抽選の事務処理は、東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課の執務室内で行うため、見学いただけません。

Q 6 申込時に通信障害が発生し、申込みができない場合に都は責任を取るのですか。

A 6 通信障害発生時の責任は都は負いません。先着順による申し込みではありませんので、申込期間を複数日設定しています。また、パソコンによる申請のほか、スマートフォンからも申請することができます。

Q 7 一事業者で複数の申し込みはできますか。

A 7 一事業者につき、一計画当たりの申込件数は1件とし、同一の計画について複数の申し込みが確認された場合は、当該事業者が当該同一計画で申し込んだ全てを無効とし、その旨を公表します。

Q 8 申し込みが完了したかは、何で確認できますか。

A 8 LoGo フォームでは、申込状況を確認できます。受付完了メールに記載のURLからアクセスいただき、受付完了メールに記載のパスワードを入力することで、申込内容や処理状況が確認できます。申込者による申込内容の変更・削除はできませんので、誤りがある場合は施設支援課有料老人ホーム担当へご連絡ください。

Q 9 抽選の結果はいつ分かりますか。また、どうすれば確認できますか。

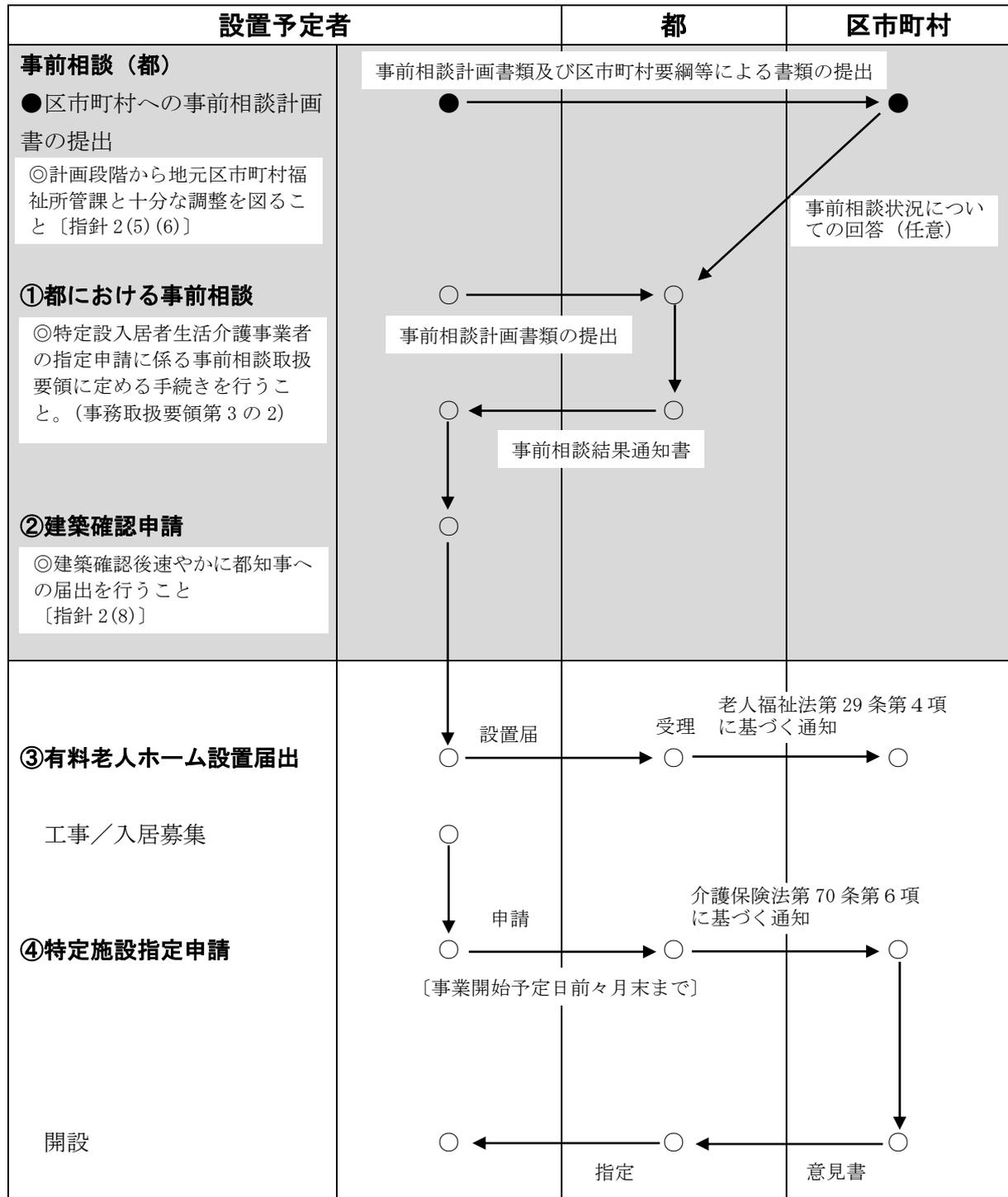
A 9 抽選の結果は、令和6年4月10日（水曜日）午後1時ごろから、都の担当者が電話で申込事業者宛てに連絡します。

また、令和6年4月16日（火曜日）午後0時（予定）に、東京都福祉局のホームページにおいて、抽選の結果として事業者名、圏域、抽選結果順位を公表します。

Q 10 抽選後、都から事前相談計画書提出の連絡がありましたが、必ず指定されますか。

A 10 この抽選は、都への事前相談計画書の提出順を決めるものであり、（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を確約するものではありません。

有料老人ホームの事務手続フロー



◇指針：東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

◇住宅型有料老人ホームについては、③の後、開設。

◇事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書により行う。

◇区市町村への事前相談計画書の提出時期は、各区市町村高齢者福祉主管課へお尋ねください。